

まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について(R4.1.21 更新)

まん延防止等重点措置の適用に伴う対応につきましては、国・都・区のガイドライン等を踏まえ、港区教育委員会と学校が連携して更なる感染症予防対策を講じた上で次のとおり学校運営を行ってまいります。

1 保健衛生・衛生管理

- ① マスクは着用とします。落したり、汚したりしたときのために、予備を数枚、ランドセルに入れておいてください。
- ② 毎日、起床時の検温と健康観察を行い、健康観察カードへ記入し、提出してください。微熱があったり、風邪気味だったりした場合や体調不良の場合は、無理に登校させないようにしてください。なお、同居のご家族の方々についても、検温と体調確認に取り組んでいただき、ご家族の体調がすぐれない場合も登校を見合わせるようお願いします。
- ③ 登校時、校舎に入る際、靴底の汚れを取るために、出入り口に除菌シートを置きます。シートには、0.05%に希釈した次亜塩素酸ナトリウムを少量含ませて、靴の裏を消毒するようにしています。この消毒液は、厚生労働省及び港区から消毒作業の一つとして紹介されているものです。
- ④ 正しい手洗いうがい、咳エチケットを徹底します。また、ハンカチを忘れずに持たせてください。
- ⑤ 清掃活動は、換気のよい状況で、マスクをした上で児童も行います。清掃が終わった後は、必ず石鹸を使用しての手洗いを徹底します。
- ⑥ ドアノブや手すりなどは、教職員が毎日消毒します。
- ⑦ 保健室内は、ビニルシートを張り、発熱でお迎えを待っている児童とその他の体調不良でお迎えを待っている児童に分けて休めるようにします。体調不良の児童は、原則、お迎えに来ていただくことにしています。
- ⑧ 検温を忘れた児童や具合の悪い児童に対しては、非接触型温度計と体温計(使用前後に消毒)を使用して検温します。
- ⑨ 出入り口には、サーモグラフィーを設置し、児童及び来校者の体温確認を行います。
(詳細は、「保健衛生・衛生管理について」をご覧ください。)

2 給食指導

- ① 給食は、全員、前を向いて、会話はせずに食べるようにします。
- ② マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかに着用するようにします。
- ③ 給食当番の児童には、担任が事前に衛生・健康チェックを行い、体調不良の児童は当番を変更します。
- ④ 下膳は、本人が自分のものを行います。残菜や残乳の処理は、個別に行います。
(詳細は、「給食指導における新型コロナウイルス感染拡大防止策について《緊急事態宣言発令時・感染症まん延防止等重点措置対応時》」をご覧ください。)

3 密を避ける取組み

- ① 登校時の密集を避けるため、時間前に登校した場合の待機場所を校庭にします。雨の日は、別に密集を避ける待機場所を設けることが難しいため、登校時間(8時10分～8時20分)をお守りいただきますよう、お願いいたします。なお、下校時も玄関口等での密集が起らないよう、可能な限り、分散させて下校します。
- ② 教室の座席は、可能な限り前後左右を離します。教員と最前列の児童の座席も、可能な限り離します。
- ③ 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性のある次の学習活動は、必ずマスクを着用し、短時間で行います。
 - ・グループや少人数等での話し合い活動
 - ・対面で操作する実験や観察、実習※一定時間、顔を寄せ合っでの学習は中止します。
- ④ 以下の各教科等の指導は、感染症対策を強化して次のように行います。
 - ・音楽科における歌唱の活動は、マスクを着用し、換気がしっかりできる部屋で十分な距離を確保した上

で行います。

- ・音楽におけるリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器を用いる活動は、屋外等、換気がしっかりできる場所で十分な距離を確保した上で行います。
- ・体育科における一時的な身体接触を伴う活動(マット運動、球技におけるゲーム等)は、十分に換気ができる環境で行います。
- ・家庭科における調理実習は調理器具の使用前後の洗浄を徹底した上で行います。
- ・理科の実験や観察は、必ずマスクを着用し、短時間で実施します。
- ・クラブ活動や委員会活動は、感染症対策を十分に講じた上で実施します。

- ⑤ 学校近隣で行う校外での活動は、その都度、区と相談しながら実施の有無を検討します。
- ⑥ 外部の方をお招きしての学習は、3密にならないよう工夫して行います。
- ⑦ 休み時間に過ごす場所として、中休みは、校庭を4学年、体育館・図書室・教室を1学年、教室を1学年とし、校庭と体育館は学級内で交替制として分散させます。昼休みは、休み時間と清掃時間をセットにし、3学年ずつ休み時間と清掃の時間を交替して過ごさせます。教室で過ごす学年は、ワークスペースも利用して分散させます。体育館で過ごす学年は教室・図書館も利用して分散させます。室内では大人数、大声での会話はしないように指導します。
- ⑧ 学年を超えて一堂に集う行事は、まん延防止等重点措置が発令されている期間中は中止し、全校朝会や出前授業等はオンラインで行います。
- ⑨ 避難訓練は、一堂に会する場所に集合せず、校内放送を併用して実施します。

4 換気等の取組み

- ① 原則、教室、廊下は常時、換気をします。ただし、夏の暑い時期や冬の寒い時期は、時間を制限(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする)して、2方向換気を行います。
- ② 各教室に、扇風機と PTA が購入してくださったサーキュレータ、空気清浄機を設置して空気の循環をよくします。
- ③ 室内で体温調節ができる服装の工夫をお願いします。

5 感染症予防上、保護者が児童を出席させなかった場合(遅刻・早退させた場合)について

- ① 「欠席」とはせず、「出席停止」扱いとします。遅刻・早退させた場合も、その扱いとはしません。
- ② 長期間、欠席する場合は、3日に一度は電話等により児童と担任が直接話をする機会を設けます。また、1週間に一度はチームスを使って個人面談を行ったり、オンライン授業を行ったりして、可能な限り学びを保障します。

6 家庭における感染症予防策

これまでの感染者の感染経路において、家族内感染が多い状況から、各家庭における感染を学校に持ち込まないため、以下のことについて、家庭での感染予防の取組を一層徹底するよう改めてご協力をお願いいたします。

(1)家庭における感染症予防策のお願い

- ① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)の徹底
- ② 毎朝の検温及び健康観察の徹底(家族等の同居者に何らかの症状が見られる場合は、無理に登校させず休養させるようお願いいたします。)
- ③ 十分な換気
- ④ 手が触れる場所などの消毒
- ⑤ タオル等の共用の回避
- ⑥ 定められた時刻以降の不要不急の外出の回避
- ⑦ 不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
- ⑧ 家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避
- ⑨ 家族等の同居者も含め、会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底

(2)家庭から学校への連絡の徹底

児童本人及び家族等の同居者が、PCR検査を受けた場合や濃厚接触者となった場合、濃厚接触者と判断される可能性がある場合、感染が判明した場合の速やかな学校への連絡の徹底

※今後も、国・都・区のガイドライン等に従って安全第一で進めて参ります。新型コロナウイルスの感染状況によっては、上記にお示しした内容も変わってまいります。詳細は、その都度、お知らせいたします。学校からのお便りだけでなく、緊急メール→ホームページの流れでお知らせすることもありますので、緊急メールにまだ登録されていない方は、至急、登録されますようお願い申し上げます。また、一斉メールに登録されている端末が着信拒否等の設定になっていないか、緊急メールの着信状況を確認し、着信していない場合は、至急担任にご連絡ください。